4　その他　⑴入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている証明書等を平成24年２月13日18時00分までに上記３⑴の場所に提出しなければならない。提出された証明書等を審査の結果、当該物品を納入できると認められた者に限り入札の対象とする。なお、提出した証明書等について説明を求められたときはこれに応じなければならない。⑵契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨　⑶入札保証金及び契約保証金　免除　⑷入札者に要求される事項　①会社要覧　②当社が示す仕様書に基づく製作仕様書　⑸品質保証　保証付　⑹分割履行　認める　⑺落札の基本的要件　次の各号のいずれにも適合するほか、東日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という）が示す仕様書の基準を満足することを落札の要件とする。①資産、信用が確実であり、かつ技術、設備が良好であること　②会社が必要とする物品又はこれと類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること　③製品が良好であり、かつ価格が低廉であるとともに数量、納期についても確実に応じ得ること　④会社の需要を長期にわたり円滑に満たし得ること　⑤会社の指定する訓練、技術支援、修理、部品提供等、当社に対して積極的協力が得られること　⑻落札者の決定方法　最低価格落札方式とする。ただし、入札により落札者が決定しない場合には、経営的審査及び技術的審査に適合した者と随意契約方式により契約する。⑼詳細については、入札説明書による。

5　Summary　⑴The person who is responsible for this contract : Yasukazu Yokoyama, Director, Finance Dept., East Japan Railway Company.　⑵Classification of the products to be procured : 14　⑶Nature and quantity of the products to be purchased : Personal Computer 123 units　⑷Delivery period : From 5 March 2012 through 30 March 2012　⑸Delivery place : as in the tender documentations　⑹Qualification for participating in the tendering procedures : None of the following items pertain to the prospective participant. ①persons against whom a judgment of incompetency or quasi-incompetency has been made. ②persons who have declared bankruptcy and are unable to be reinstated. ③persons who, in the performance of their contracts, manufactured products in bad faith, were crude in carrying out service, or were responsible for dishonest conduct in connection with product quality or quantity. ④persons who have wrongfully allied themselves for the purpose of forcing the bid up or down. ⑤persons who have obstructed bid participation, or completion or performance of a contract. ⑥persons who have obstructed inspection or supervision conducted by the members of this company. ⑦persons whose conduct has been wrongful or dishonest, who have caused an accident because of such conduct, or who otherwise lack honor and sincerity in their conduct. ⑧persons who are presently in dispute with the company without justifiable cause. ⑨persons who are presently delaying the discharge of their contractual duties. ⑩persons who have had an unsatisfactory achievement record in the past. ⑪persons who have failed without justifiable cause to discharge their contracts. ⑫persons who have made false declaration in connection with bidding competition procedures or contractual performance. ⑬persons who use anyone falling into any of the above categories as their representative at the bidding competition or as a representative, manager or other employee at the time of entering into a contract.　⑺Time-limit for tender : 10 : 00 27 February 2012　⑻Contact point for the notice : Purchasing & Stores Div., Finance Dept., East Japan Railway Company, 2―2―2 Yoyogi Shibuya-ku, Tokyo 151―8578 Japan TEL 03―5334―1313

入札公告の取消

次のとおり取り消します。
平成 24 年１月 31 日
独立行政法人国立がん研究センター
理事長　嘉山　孝正
◎調達機関番号　611　◎所在地番号　13
平成23年12月28日（号外政府調達第243号・47ページ）掲載の入札公告「②　生体分子相互作用解析システム　一式」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 24 年１月 31 日
支出負担行為担当官
東北地方整備局副局長　梶原　康之
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
○第９号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　八戸港八太郎地区防波堤（北）（災害復旧）ケーソン撤去外工事（その３）＜電子入札対象案件＞
⑶　工事場所　八戸市八戸港港内
⑷　工事内容　ケーソン破砕・撤去　21函、基礎工　１式、ケーソン据付　17函、被覆・根固工　１式
⑸　工期　平成25年２月20日まで。
⑹　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑺　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、入札時に施工計画等の資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の対象工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑽　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は単体有資格業者であること。
なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、1,150点以上の者であること。）
なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の点数を750点以上とする。
⑷　会社更生法に基づき更生手続きの申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
１）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者
ア）海上又は海中において、コンクリート構造物を破砕し、撤去した工事。
イ）海上における防波堤工事において、捨石マウンドを築造し、鉄筋コンクリートケーソンを据付した工事。
※但し、ア）とイ）は別件工事でもよいものとする。
２）特定ＪＶの代表者以外の構成員
・海上において、捨石マウンドを築造した工事。
３）当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第４第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。